

意見募集結果概要

1 募集期間

5月27日（木）～6月7日（月）（12日間）

2 応募件数

のべ1,316件（※1,000文字を限度に1件（複数応募可）として計上）

区分	応募数	構成比
個人	1,298	98.6%
事業者・団体	18	1.4%
計	1,316	100.0%

注) 1 個人、事業者・団体別は、氏名欄及び投稿内容から判別

2 氏名欄が匿名又は空欄の意見は、個人に計上

3 主な意見

(1) 児童ポルノの排除に向けた国民運動の推進

(運動等の取組に関する意見)

- ・ 「リオデジャネイロ宣言」は創作物を規制するものである。(約410件)
- ・ 「女性に対する暴力をなくす運動」は児童ポルノとは別問題である。
(約220件)
- ・ 「青少年の非行」は児童ポルノとは別問題である。(約160件)

(2) 被害防止対策の推進

(教育の充実に対する要望)

- ・ 情報モラル教育の充実が必要。(約130件)
- ・ 情報モラル教育の被害防止対策に賛成。(約90件)

(3) インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策の推進

(ブロッキングに関する意見)

- ・ ブロッキングにはオーバーブロッキングの問題あり。(約140件)
 - ・ ブロッキングは国家による検閲と同じ。(約110件)
 - ・ ブロッキングの導入に賛成。(約20件)
- (アドレスリストに関する意見)
- ・ アドレスリスト作成管理団体の中立性を確保すべき。(約140件)
 - ・ アドレスリストは公開すべき。(約20件)

(4) 被害児童の早期発見及び支援活動の推進

(被害児童対策に対する要望)

- ・ 被害児童の早期発見・支援活動の推進に賛成。(約90件)
- ・ 被害児童の心のケアを重点化すべき。(約40件)

(5) 児童ポルノ事犯の取締りの強化

(取締り等に対する批判)

- ・ 警察の取締りが不十分。(約80件)

(6) その他

- ・ 創作物規制には反対。(約730件)
- ・ 単純所持禁止には反対。(約430件)
- ・ フィルタリングの導入は任意とすべき。(約210件)
- ・ 東京都青少年健全育成条例改正には反対。(約50件)

「単純所持も禁止」
日弁連意見書発表
児童ポルノ法改正
児童買春・児童ポルノ禁止法の改正をめぐり、日弁連は24日、「児童ポルノの定義を限定かつ明確化したうえで単純所持を禁止すべきである」とする意見書を正式に発表した。ただし単純所持の処罰化は、捜査権の乱用の恐れから改めて反対を表明した。23日に政府に提出したという。

意見書は、児童ポルノ画像について「所有目的で購入するなど譲り受ける者がいる限り営利目的などの製造・販売はなくなるなら」とし、「所持すること自体は許されるという社会風潮を変えるため、

明確に法律違反と宣言する必要がある」とした。また、現行法の児童ポルノの定義について「あいまいで不明確。(対象が)広範囲に過ぎる」とし、厳格化を求めた。【丹野恒一】

平成22年3月25日 (木)
毎日新聞

早期の法整備要請

日本ユニセフ協会

児童ポルノの画像や映像がインターネット上で氾濫している問題で、日本ユニセフ協会は27日、政府で「児童ポルノ排除対策ワーキングチーム」の議長を務める大島敦・内閣府副大臣に、取り締まりの強化や法整備を求める緊急アピール文を提出した。アピール文では、「プロッキング」の導入に向けて政府の支援を要望。さらに「日本の規制は不十分で、早期の法整備が必要」としている。

東京・霞が関で記者会見した同協会大使のアグネス・チャンさんは「日本は児童ポルノを扱うこと、持つことに対する法規制が不足している。国際社会と足並みをそろえ、子供を守ってほしい」と訴えた。

平成22年5月28日 (金)
読売新聞

児童ポルノの規制
首相に強化を要望
京都市PTA協会など
京都市PTA協会など
議会と市民団体「人づく」21世紀委員会」は16日、児童ポルノの規制強化を求める要望書を約3万7千人の署名を添えて菅直人首相あてに提出した。

要望書では児童ポルノの製造や流通、所持に対する規制強化のほか、有害サイト閲覧防止対策や被害児童への支援を盛り込んだ。近く政府がまとめる「児童ポルノ排除総合対策」に反映してもらうため、5月から署名を集めてきた。

この日は協議会の奥村高史会長と21世紀委員の寺石浩隆幹事長が内閣府で泉健太政務官に要望書を手渡し、実態がまた国民に十分知られていないと訴えた。泉氏は「京都の活動を紹介し理解を広げたい。各府庁と連携して取り組む」と答えた。

(寺内 蘭)

平成22年7月17日 (土)
京都新聞